

# 重度心身障がい者・ひとり親家庭等・子育て支援医療費助成制度について

清里町では北海道要件に加え、独自で拡充を行い、下記の医療費の助成制度を行っております。下記の対象者に該当する方は医療給付助成の対象となり、受給者証の交付・助成金の支給を受けることができます。

制度	対象者	適用医療費	窓口での医療費の負担
重度心身障がい者医療費助成 ※所得制限あり	身体障がい者手帳1～3級（ただし3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る）の交付を受けている方	入院、通院、歯科、調剤などにかかった健康保険適用分の医療費	○未就学児・住民税非課税世帯の方 ⇒自己負担なし ○住民税課税世帯の方 ⇒自己負担1割 月額上限：外来18,000円 入院57,600円
	療育手帳Aの交付を受けている方		
	精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方	通院、歯科、調剤などにかかった健康保険適用分の医療費 ※入院は対象外	
ひとり親家庭等医療費助成 ※所得制限あり	ひとり親家庭で20歳未満の子を扶養している母または父	入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費 ※外来は対象外	
	ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいないなどの20歳未満の子 ※18～20歳については、学生などの扶養・監護されている子に限る	入院、通院、歯科、調剤などにかかった健康保険適用分の医療費	
子育て支援医療費助成 ※所得制限なし	満18歳年度末までの子ども	入院、通院、歯科、調剤などにかかった健康保険適用分の医療費	○中学生以下の子ども ⇒道内の医療機関：自己負担なし（受給者証の提示が必要） ⇒道外の医療機関：自己負担分支払い後、申請により助成を行う ○中学生修了後の子ども ⇒自己負担分支払い後、申請により助成を行う

### ◆助成を受けるにあたっての注意事項◆

- 各制度とも、医療機関の窓口で受給者証を提示することにより給付資格の確認を行っておりますので、受診時には保険証と併せて必ず受給者証を提示してください。
- 文書料・差額ベッド代などの保険外診療や入院時の食事代・選定療養費などは助成の対象となりません。
- 助成金の申請には期限があります。医療を受けた日の属する月の末日から2年以内です。申請を行っていない領収書がご自宅にないか、いま一度ご確認をお願いします。



助成には皆様の税金が使用されております。ご自身の健康維持と適正受診をお願いします。

お問い合わせ先 町民課町民生活グループ医療保険担当 ☎25-2157